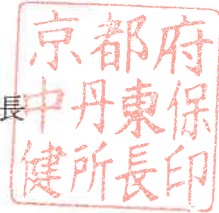


元中東保環第547号
令和元年12月17日

環境テクニカル株式会社
代表取締役 神成 昭弘 様

京都府中丹東保健所長



条例手続の終了について（通知）

下記事業計画について、京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例（平成26年京都府条例第15号）に基づく手続が終了しましたので、同条例第15条第1項の規定により通知します。

なお、同条例第3条第2項の規定により、この通知を受けた日から2年を経過したときには、この通知を受けなかったものとみなされます。

記

- 1 産業廃棄物処理施設設置等の目的
既存の産業廃棄物処理施設（がれき類の破碎施設）により、建設工事等で発生するがれき類を破碎処理し、再生骨材として販売するため、産業廃棄物処理許可を取得する。
- 2 産業廃棄物処理施設設置等を行おうとする場所
京都府舞鶴市大字森小字大谷160番地 他14筆
- 3 産業廃棄物処理施設等の処理方式及び処理する産業廃棄物の種類
 - ・処理方式
破碎機（クラッシャー）及び選別機（スクリーン）
 - ・処理する産業廃棄物の種類
がれき類（石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）
- 4 事業計画書提出年月日
令和元年8月26日